

都市整備局「週休 2 日制確保試行工事」実施要領 (令和 2 年 9 月 8 日起工(決定日)の工事案件から適用)

1 目的

将来に渡り社会資本を安定的に整備・維持管理していくためには、建設業界の若手技術者を確保・育成していくことが重要であり、建設現場において、土日を休日とする「完全週休 2 日制」の実現に向けた段階的な施策展開を図っていくことが求められている。

本要領は、「完全週休 2 日制」の確保を目標に試行する「週休 2 日制確保試行工事」(以下「試行工事」という。)の実施の流れ及び提出資料等を定めたものである。

2 試行対象工事

土木工事及び土木設備工事を対象とする。ただし、以下のいずれかに該当する工事は対象外とできる。

- (1) 対象期間(本要領 3 (2) 参照)が 1 カ月(約 30 日)未満の工事
- (2) 単価契約工事及び緊急対応工事等の工期があらかじめ決められている工事
- (3) 社会的要請等により早期の工事完成が望まれている工事

例① 災害復旧工事

例② 供用時期が公表されている工事

- (4) 施工時間や施工方法の制約が予想される工事

例① 通学時間帯の中断等、地域社会からの要望が予想される工事

例② 希少動植物の繁殖の確認によって対策が予想される工事

なお、受注者は試行工事を希望しない場合は、現場施工に着手する(現場事務所の設置、資機材の搬入または仮設工事などが開始される)日(以下、現場着手日という。)までに、希望しない理由を付して発注者に報告する。(別添 1 参照)

3 週休 2 日の考え方

- (1) 週休 2 日とは、対象期間において 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。
- (2) 対象期間とは、現場着手日から工事完了日までの期間をいう。なお、年末年始 6 日間、夏季休暇 5 日間^{*1}、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者が対象外と認める期間(受注者の責によらず現場作業を余儀なくされている期間等)は含まない。
- (3) 現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場所を除き、

現場事業所での事務作業を含めて 1 日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。
(4) 4 週 8 休以上とは、対象期間内の現場閉所日数の割合（以下、現場閉所率という。）が、
28.5%（8 日/28 日）以上の水準に達する状態をいう。

(5) 降雨、降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

※1 夏季休暇の考え方については、平成 30 年 8 月 13 日付（30 都市総技第 163 号）の
通知文のとおりとする。

4 工期の変更

工期の変更の理由が以下の（1）～（3）に示すような受注者の責によらない場合は、適切
に工期の変更を行う。

- (1) 契約内容と異なる事項等が発生し、工事工程の条件に変更が生じた場合。
- (2) 工事中止や工事一部中止により、全体行程に影響が生じた場合。
- (3) その他特別な事情により全体工程に影響が生じた場合。

5 積算方法

(1) 書類作成費用

週休 2 日制確保試行工事に伴う書類の作成費用は現場閉所率に応じて補正する経費に含ま
れるため、別途計上は行わない。

(2) 経費の補正

現場閉所状況が 4 週 6 休以上（現場閉所率^{※2}21.4%以上）の場合は、現場閉所率に応じて、
間接工事費（共通仮設費率及び現場管理費率）を補正し、直接工事費及び共通仮設費（積上
分）に計上される単価のうち労務費、機械損料、土木工事標準単価に対して週休 2 日の補正
を適用した単価を計上する。

なお、「土木工事標準単価」については、「建設物価（土木コスト情報）」及び「積算資料（土
木施工単価）」に掲載の単価を使用しており、補正済み単価（同工種）が物価資料（「建設物
価（土木コスト情報）」、「積算資料（土木施工単価）」）の両方に掲載されている場合は、その
平均価格（有効数字 3 桁とし、4 桁以下は切り捨て）とし、片方の資料のみに掲載されている
単価は、当該単価（有効数字 3 桁とし、4 桁以下は切り捨て）とする。

※2 現場閉所率の算出については、別添 6 を参考とすること。

①4 週 8 休以上（現場閉所率が 28.5%（8 日/28 日）以上）

- ・ 共通仮設費率 1.04
- ・ 現場管理費率 1.06
- ・ 労務費 1.05
- ・ 機械賃料 1.04

②4週7休以上4週8休未満（現場閉所率が25.0%（7日/28日）以上28.5%未満）

- ・ 共通仮設費率 1.03
- ・ 現場管理費率 1.04
- ・ 労務費 1.03
- ・ 機械賃料 1.03

③4週6休以上4週7休未満（現場閉所率が21.4%（6日/28日）以上25.0%未満）

- ・ 共通仮設費率 1.02
- ・ 現場管理費率 1.03
- ・ 労務費 1.01
- ・ 機械賃料 1.01

6 工事成績評定

4週8休以上の現場閉所を実施した場合は、「創意工夫と熱意」の項目で加点対象として評価する。

なお、週休2日を実施できなかった場合でも、工事成績評定の減点を行わない。

7 業務の流れ

(1) 試行工事発注時

- ・ 総価契約（随意契約含む）

発注者は、本要領2により試行工事を選定した上で、当初設計時に4週8休として経費の補正を行ったうえで、起工書、案件公表時の記載及び特記仕様書に当該工事が試行工事である旨を記載する（別添2参照）。なお、現場閉所の達成状況を確認後、4週8休に満たない場合は、達成状況に応じ補正分を減額変更する。

(2) 試行工事契約時

発注者は、試行工事の実施について、受注者の意向を確認する。受注者より試行工事を希望しない旨の報告を受けた工事については、受注者は以降の「7 業務の流れ」に記載の義務を負わない。なお、変更契約時に経費の補正の対象とならないように設計変更を行う。

(3) 試行工事施工時

- 1) 受注者は、別添3を参考とし、広報板に「週休2日制確保試行工事」であることを記載する。
- 2) 受注者は、工事着手後、別添4を参考とし、現場閉所の計画が確認できる「現場閉所計画書」（以下、計画書という。）を発注者へ報告する。報告様式は受注者等提出書類処理基準・同実施細目（東京都都市整備局）統一26様式（以下、統一26様式という。）とする。

この計画書の提出は、月単位を原則とし、提出期限は、当初月は現場着手日までに、

それ以降は翌月の作業開始前までとする。また、当初月には現場着手日を明示する。

- 3) 発注者は、計画書の報告を受け、現場閉所の計画を確認する。
- 4) 受注者は、現場閉所を行うにあたっては、別添5を参考とし「現場閉所届(休工届)」を発注者へ提出する。発注者は「計画書」をもとに、計画的に現場が閉所されているかを確認する。ただし、休日（平成元年東京都条例第10号第1条第1項に規定する東京都の休日）及び夏季休暇期間の場合は「休日等の工事施工届」（統一24様式）が提出されていないければ、現場閉所と判断する。

(参考) 提出書類と現場閉所日・作業日区分

	平日	休日及び夏季休暇期間
現場閉所日	現場閉所届を提出	提出書類なし
作業日	提出書類なし	休日等の工事施工届

なお、現場閉所届は事前提出を原則とするが、予定外の現場閉所日についてはこの限りではない。

(4) 試行工事完了後

受注者は、工事完了日確定後速やかに、別添6を参考とし、現場閉所の結果が確認できる「現場閉所報告書」を作成し、発注者へ報告する（報告様式は、統一26様式）。

(5) 設計変更

発注者は、現場閉所の実施結果に応じ、「5 積算方法」のとおり、変更契約時に設計変更を行う。

8 留意事項

- (1) 発注者は、受注者より提出された「計画書」及び「現場閉所届(休工届)」をもとに取り組みを確認する。
- (2) 発注者は、緊急時等やむを得ない場合を除き、現場閉所日の前日等、現場閉所中の作業が発生するような指示等を行わない。
- (3) 発注者における現場閉所状況の確認については、各試行工事単位で行うものとする。
- (4) 当面の間、土木設備工事は、土木工事と土木設備工事（電気）とを合併起工する場合で、両工事の直接工事費を合算し、土木工事の間接工事費の基準を用いて積算する場合のみを対象とする。

9 適用

令和2年9月8日起工（決定日）案件の工事から適用する。

(参考) 休日について

○東京都の休日に関する条例

平成元年三月一七日

条例第一〇号

東京都の休日に関する条例を公布する。

東京都の休日に関する条例

(東京都の休日)

第一条 次に掲げる日は、東京都の休日とし、東京都の機関の執務は、原則として行わないものとする。

一 日曜日及び土曜日

二 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日

三 十二月二十九日から翌年の一月三日までの日（前号に掲げる日を除く。）

2 前項の規定は、東京都の休日に東京都の機関がその所掌事務を遂行することを妨げるものではない。

(平四条例一二三・一部改正)